# トピック

# 「多ミフル脳症」は 選書だ!

# 

浜 六郎

今年もインフルエンザのシーズンにタミフルが使われ、犠牲者がでるにちがいありません。厚生労働省(以下、厚労省)はタミフルによる異常行動を重大な副作用と認識し添付文書で警告していながら、一方では、異常行動から死亡したり、睡眠中に突然死した人たちについて、被害とタミフルとの因果関係を認めていません。2006年10月末、厚労省はタミフルと異常言動とに関連は認めなかったとした研究班報告書を公表し、因果関係をさらに否定しようとしています。しかし、「薬のチェック」で検討したところ、実は明瞭な関係がありました。そのカラクリを徹底的に検証しました(詳しくは、『薬のチェックは命のチェック』インターネット速報版とTIP誌2006年11月号、12月号を参照)。

#### タミフルを使っても 異常行動は起きない!?

2005年11月の日本小児感染症学会で わたしが報告をした3人の犠牲者の方のう ち2人は、異常行動や意識レベルが低下し て死亡したと、厚労省は2006年1月に公 表していました。ところが、この3人とも う1人の遺族が申請した副作用被害の認定 の際には、1人は別の薬剤による自殺、もう 1人は事故のときの状況不明でタミフルと の因果関係不明とされ、副作用被害とは認 定されませんでした。呼吸が止まって突然 死した2人のうち、2歳の男の子はインフ ルエンザ脳症とされ、タミフル服用3時間 後に突然死したと推定された39歳の男性 もタミフルとの因果関係が認められないと して、副作用被害と認定されませんでした。 この4人の被害者の遺族は、タミフルに よる被害であることを認めてほしいと、 2006年8月末に、医薬品医療機器総合機 構(36ページ、用語の解説)へ再審査を 要求しました。ところが、10月末になって、 タミフルと異常行動の因果関係を調べるこ とを主な目的とした調査報告書(班長:横 田俊平、横浜市立大学医学部小児科)が公 表され、タミフルを使用しない場合と使っ た場合で異常言動の頻度に差はなかったと しています。

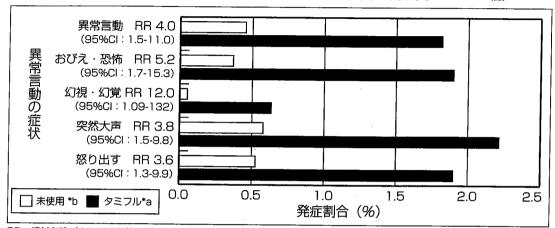
調査は結論を巧妙にも保留にしているの ですが、マスメディアの多くはそういう保 留にはおかまいなく、「有意の差が認められなかった」ため「因果関係が否定された」との趣旨で報道しました。タミフルによる 異常行動に関する報道を予定していたいく つかのテレビ報道が、この厚労省の報告書 で危険性報道を自粛してしまったほどで す。このままでは被害者の因果関係判断の 際にこの報告書が否定材料として使われる ことになります。

学会をはじめ「薬のチェック」やインターネットを通じて警告してきたわたしとしては、「そんなはずがあるものか!」と憤りを覚えます。がしかし、冷静に慎重に、科学的に「報告書」を分析しました。すると驚いたことに、この報告書のデータ自体が、タミフルを使用しない場合にくらべて、タミフル使用者は異常言動を少なくとも数倍、副作用項目によっては何十倍も多発させたことを明瞭に示していました。

# 関連が明らかな報告書のデータ

報告書中のデータから、タミフル未使用確実例とタミフル使用確実例(既使用例)の異常言動の発症割合を発熱初日の昼についてそれぞれ求めます。すると、医師情報による異常言動は、未使用確実例0.5%に対して使用確実例では1.8%、おびえ・恐怖は0.4%に対して1.9%、幻視・幻覚は0.05%に対して0.6%、突然大声・うわ

#### 図1 発熱初日の昼における異常言動発症割合 (タミフル使用時は未使用時の3.6~12倍)



RR: 相対危険(タミフルを使用例が、未使用の何倍多く発症したかを示している) 95%CI: 95%信頼区間(統計学的に計算した相対危険のありうる幅。下限が1以上なら統計学的に有意で関連がある。下限値が1より大きいほど確実な関連といえる)

ごとは0.6%に対して2.2%、怒り出すは0.5%に対して1.9%でした。

いずれの症状もタミフル既使用例で高率

に、しかも、タミフルを使っていない場合 に比べてほぼ4倍以上多く発症していました(図1)。

### タミフルの害は初日の昼に集中

タミフル使用開始区間の分母(使用者数 および未使用者数)と分子(症状発症者数)を適切にとって、タミフルを用いれば個々 の異常言動の症状が使っていない時に比べて何倍起こったか、その倍率の推移をグラフにしたのが図2です。

これでみると、発熱の初日午前からすでに、タミフル使用は未使用に比べて、おびえ・恐怖、怒り出す、突然大声といった症状が多く出始め、昼にはすべての症状が多くなります。そして初日夜から2日目朝にかけては少なくなり、2日目昼にすこし多く

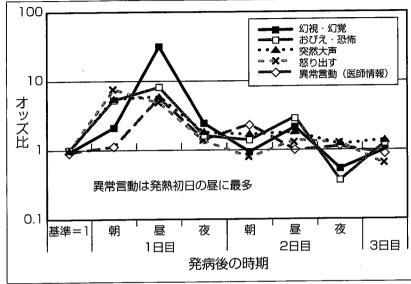
なりかけて2日目夜から3日目にはほぼ症 状が出なくなることが分かります。

初日昼には、タミフルを使うと約4~5倍(怒り出す)、約4~7倍(突然大声、医師情報による異常言動)、約5~6倍(おびえ・恐怖)、約12~31倍(幻視・幻覚)という高率で発症すると推定されました。タミフル使用との強い関連が初日の昼に集中していることがよくわかります。この傾向は、次に述べますが、日本から報告された症例を用いた米国食品医薬品局(FDA)の分析結果と確実に一致しています。

#### 図2 異常言動のリスク比(タミフル使用時vs未使用時)の推移 --最も適切な方法により計算したリスク比(オッズ比)--

#### FDA: インフルエン ザの自然経過 では説明不能

2006年11月16日に公表されたFDAの解析は、日本の厚労省の見解と異なり、はるかにわかりやすいものです。異常行動などとタミフルとの因果関係が否定できない根拠として、以下の事実を挙げています。



分母: タミフル開始区間のタミフル使用者の半数を両群の分母に振り分け、すべての異常言動が タミフル使用後に発症したと仮定。

- 1) 1年間で神経精神系の有害事象、害反応 (AERs) が多数報告されたこと
- 2) 時間的に関連があること(半数以上が 1回目服用で発症し、使用後短時間で 発症、半数以上が中止で消失)
- 3) 症例を報告した多数の医師(numerous physicians) が患者の「異常行動」は タミフルによって生じた有害事象(つまり副作用) と考えているという事実
- 4) インフルエンザの自然経過として文献 上全く記載がない特異な症状であり、 MRIやCT、脳波で異常を認めず、体 温38℃以下が多数例あるなど、イン フルエンザによるせん妄やインフルエ ンザ脳炎・脳症では説明がつかない

#### 米国では事実上因果関係 を認め警告

FDAは、「タミフルの関与の可能性については否定することはできない。現時点では、インフルエンザ単独の経過と言える証拠はなく、市販後データがタミフル使用と神経精神系症状との関連を示唆している」、そのため、「日本の現状のように、もし米国でもこの薬剤の使用が増加した場合、有害反応例が増加するかもしれない点がわれわれにとっては問題である。そこで、米国における添付文書の注意事項を神経精神系有害事象につき、日本の添付文書の記載と同様に変更するのが賢明であろう。特に臨

床医/患者/患者家族に対して、危険な行動 (たとえば自殺行動など)を未然に防ぐよ う、患者をよく観察するように注意を喚起 したい」と述べています。

このようなコメントは、FDAが今回、 事態を相当深刻に受け止めて警告を発した ことを思わせます。

#### 突然死も関連がある

FDAは今回警告にはあげていないものの、幼児の突然死についてはタミフルとの関連は否定できないとしています(2005年11月)。タミフル使用後に睡眠中などに突然死した例が、現在すでに数十例に達しています。

死亡寸前で死亡をかろうじてまぬがれた 例も相当数報告されています。わたしが状 況をくわしく聞くことができた京都の中学 生(現在高校生)は、異常行動と呼吸停止、 チアノーゼ、痙攣が生じました。服用1回 目はすぐに嘔吐してタミフル吸収量も少な かったと思われますが、2回目服用1時間 後に意識消失し、痙攣しました。

あるいは、生後10か月まで心身ともに 正常に発達していた女児がタミフル服用 後、全身脱力、呼吸がほとんど止まった状態で意識消失、痙攣しました。約2時間後 に意識が回復したときには一見正常であっ たが、その後、出始めていた言葉が出なく なり、できていたつかまり立ちもできなく なりました。4歳になる今も全面的な介助 を必要としています。

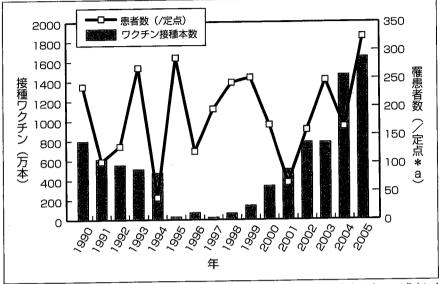
タミフルによる呼吸停止から生じる突然 死は、予測不能であり、気がついて医療機 関に駆けつけるまでの間に心停止して手遅 れになることすらあります。異常行動以上 に問題が大きいのが、この突然死です。異 常行動は厳重に観察し、飛び出したりしな いようにつかまえておくことができます が、呼吸停止から心停止する場合は手の打 ちようがないからです。呼吸が止まれば、 口から息を吹きこむしかない。マウス・ツ ー・マウスの人工呼吸と、心停止している 場合は心臓マッサージです。万一の場合は、 とりあえず、みぞおちの少し上のところを 握りこぶしで叩くことです。酸素が供給さ れれば、心拍が再開することはあります。 しかしそれ以上の手立てはありません。

#### インフルエンザワクチンも 止めましょう

タミフルが危ないのなら、インフルエンザにかからないためにワクチンはどうか、と考えてしまう人もいると思います。実際、医療現場や介護施設、果ては航空会社までもが「不特定多数のお客様に接するから」という理由で、職員に予防接種を半ば強制的に勧めています。しかし、インフルエンザワクチンが効くという証拠はありません。ごまかしの臨床試験や、臨床試験ともいえ

#### 図3 インフルエンザ患者数はワクチン接種数と無関係

ないような調査 の結果があるだ けです。



\*a:罹患者数 (/定点あたり):00~04年は、http://idsc.nih.go.jp/idwr/ydata/report-jb.html た。抗体は確か \*a:罹患者数 (/定点あたり):00~04年は、http://idsc.nih.go.jp/idwr/ydata/report-jb.html その他 (90-99、05) は、過去10年間週報グラフ\*b週別データ(グラフ読み取り)を集計 にできます。し \*b:定点観測データ:http://idsc.nih.go.jp/idwr/kanja/weeklygraph/01flu.html

効かないのは、たまたまその年のインフル エンザの型とワクチンの型が合わなかった からではない。たとえインフルエンザの型 が合っていたとしても、やはり効かないの です。

インフルエンザワクチンでできる抗体が、感染を防御する抗体でないことは分かっています。では、どのようにして「効く」のでしょうか。効くといっている専門家は、重症化を防ぐといっています。何万人もの小学生や中学生に使って効かなかったものが、高齢者の死亡を80%も抑制するというようなことがありうるのでしょうか?

ワクチンを打つ前に、問診というのがあ ります。これで当日熱があるとか、ここ最 近何か病気になっていたなどの人はワクチンを打つのを避けます。言い換えると、何か事情があって(重い病気があるなど)ワクチンを注射しなかった高齢者と、ワクチンを注射できた比較的健康な高齢者とを比較したということです。これでは、もともとの健康の度合いが大きく関係していて、ワクチンそのものの効果とはいえません。「効果」を確かめるには、同じような健康状態で、同じような年齢で、というように条件が揃っている人たちを、ワクチンを打つ人と打たない人に分けて、比べるのが本来のやりかたです。

いずれにしても、インフルエンザにワク チンは効きません。無駄遣いというだけで



なく、被害を受けた人もいます。しかも、特に今冬のワクチンは副作用が多いのではないかという声が職員に予防接種している医療現場から上がって、現在調査がなされています。受けない方が賢明でしょう。

#### ではどうすればよいのか

インフルエンザにはかかるときはかかる。多少なりとも予防方法があるとすれば、栄養バランスのよい食事と、十分な睡眠を日ごろから心がけること、しかないでしょう。一般的に、清潔が大切なのは言うまでもありませんが、うがいや手洗いの効果に関しては、科学的に実証されたわけではありません。思いがけない急な寒さで体や鼻、のどが冷え切ってしまった場合が要注意で

す。夏かぜは、クーラーによる冷やしすぎ が原因であることが結構あります。

かぜやインフルエンザにかかってしまったら、ともかく暖かくして(特に鼻からのどを暖めること)、早めに寝て体を休めること、に尽きます。熟睡できなくても、目をつぶって横になっているだけで休息効果があります。寝られないからと、目を開けてテレビなど見ているのは安静にはなりません。「多忙で休めない」との気持ちは良く分かりますが、過労状態で、仕事だ、受験だからと、解熱剤やタミフルに頼りながら無理するのが結果的に一番よくないことです。

インフルエンザにはワクチンも、 解熱剤も、タミフルも要らない!



#### **<はじめに>**

2006年11月下旬の新聞各紙に、産科医療分野で「無過失補償制度」を設けるという報道があった。この原案は「産科医療における無過失補償制度の枠組みについて」と題して政府・自民党がまとめたもので、通常の妊娠・出産で脳性麻痺となった場合、医師の過失がなくても被害者に1件数千万円の補償をする、としている。

しかし、この原案には、多くの問題が潜んでいる。この数十年間、漫然と繰り返されてきた悲惨な出産時の医療事故を、またもや覆い隠してうやむやにしようとしているからだ。

#### <制度の目的は事故隠し>

原案には、最初に「趣旨」として、以下の記載がある。

- ○分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つ。
- ○このため、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、
- 1)分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、
- 2) 紛争の早期解決を図るとともに、
- 3) 事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みを創設。

まず、「過失の有無の判断が困難だから